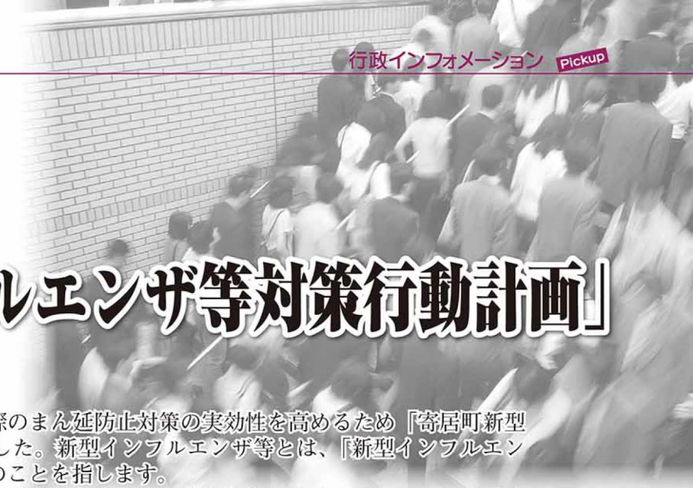

## 策定しました！

# 「寄居町新型インフルエンザ等対策行動計画」

### 新型インフルエンザ等とは

町では、新型インフルエンザ等が発生した際のまん延防止対策の実効性を高めるため『寄居町新型インフルエンザ等対策行動計画』を策定しました。新型インフルエンザ等とは、『新型インフルエンザ』、『再興型インフルエンザ』、『新感染症』のことを指します。

新型インフルエンザは、人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とするインフルエンザであり、国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命および健康に重大な影響を与える恐れのあるものです。

再興型インフルエンザは、かつて世界的に流行したインフルエンザであり、現在の国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命および健康に重大な影響を与える恐れのあるものです。

新感染症は、既知の疾病と症状の結果が明らかに異なるもので、症状の程度が重篤（とく）であり、新型インフルエンザと同様、まん延により、国民の生命および健康に重大な影響を与える恐れのあるものです。

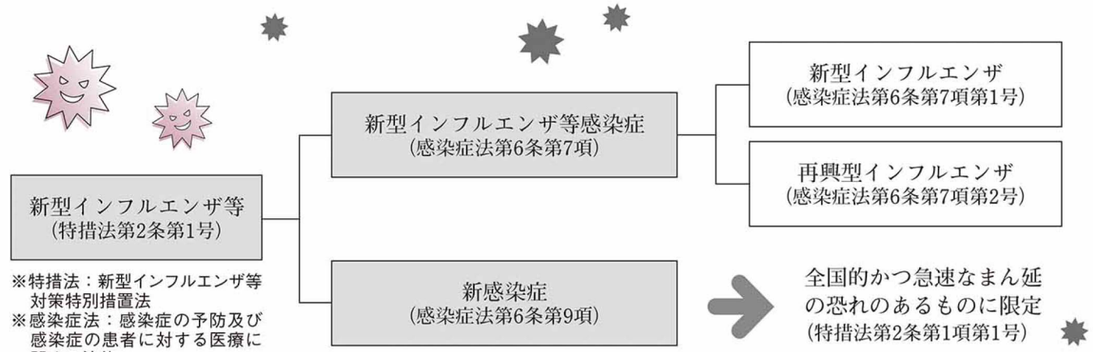


※特措法：新型インフルエンザ等対策特別措置法
※感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

### 過去の世界的流行（パンデミック）

1918年の「スペインかぜ」、1957年の「アジアかぜ」、1968年の「香港かぜ」などがあります。スペインかぜは死者2,300万人で、日本でも人口の半数がかかり、死者は39万人といわれています。アジアかぜでは日本で100万人がかかり、7,700人が死亡しています。そして、記憶に新しい2009年の新型インフルエンザがあります。

### 計画の目的とポイント

この計画は、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命および健康を保護することと、町民生活および町民経済に及ぼす影響が最小になることを主な目的としています。

また、「実施体制」、「情報提供・共有」、「まん延防止に関する措置」、「予防接種」、「医療」、「町民生活及び町民経済の安定の確保」の主要6項目について、6つの発生段階ごと（未発生期、海外発生期、国内発生期、県内（町内）発生早期、県内（町内）感染拡大期、小康期）に対策を定めています。

### 今後の取り組み

今後、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見の取り入れや対策についての検証等により、国および県の新型インフルエンザ等対策行動計画が見直される場合には、町でも必要に応じて計画の変更を行います。詳しくは町公式ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

### 感染しない！ 感染させない！ 手洗い、咳エチケット

新型インフルエンザ等の感染は、患者が咳やくしゃみをしたときのしぶきに含まれる病原体（ウイルス）を、周囲の人が吸い込むなどして体内に取り込むことで広がっていきます。

感染の拡大を予防する一つの方法として、感染経路の遮断が挙げられます。そのためには、手洗いや咳エチケットなどをきちんと行い、感染予防に努めることが大切です。

**手洗い**…ドアノブや電車のつり革等さまざまなものに触れることにより、知らぬ間に自分の手にウイルスが付着している可能性があります。帰宅時、調理前、食事前など、小まめに手を洗いましょう。

**咳エチケット**…咳やくしゃみが直接人にかからないようにカバーしましょう。

・ティッシュなどで鼻と口を覆いましょう
・マスクを着用しましょう
・とっさのときは袖や上着の内側で覆いましょう
・周囲の人からなるべく離れましょう

**問い合わせ**／保健福祉総合センター（☎581・8500）へ。





# 保険年金課からのお知らせ

## 寄居町国民健康保険加入者の皆さんへ

近年医療技術の高度化などにより、医療費支出は大きく増加しています。適切な受診に心掛けていただくことが医療費の適正化につながりますので、みなさんのご協力をお願いします。

### ●柔道整復師（整骨院・接骨院）の施術を受ける方へ

**国民健康保険が使えるとき**

医師や柔道整復師の診断または判断により、急性または亜急性の外傷性の骨折・脱臼・打撲・捻挫で内科的原因による疾患ではないもの

**国民健康保険が使えないとき**

・疲労性・慢性的な要因からくる肩こりや筋肉疲労
・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善の見られない長期の施術
・労災保険が適用となる仕事中や通勤途中での負傷

**施術を受けるときの注意点**

・外傷性の負傷でない場合や負傷原因が労働災害に該当する場合、通勤途上で起きた負傷の場合は国民健康保険を使えませんので、負傷の原因をはっきりと伝えましょう。
・柔道整復師が国保へ提出する「療養費支給申請書」の署名（捺印）欄は、原則患者本人の自筆による記入が必要です。
・領収書は、原則無料で発行することが義務付けられているので、必ず受け取って大切に保管してください。医療費控除を受ける際に必要となります。
・長期間施術を受けても改善が見られない場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてみましょう。

### ●お薬手帳を上手に活用しましょう

医療機関で処方された薬や市販の薬などを同時に服用すると、飲み合わせにより思わぬ副作用が起きたり、かえって効果が弱まったりすることがあります。

このようなときに役立つのが「お薬手帳」です。薬の記録を取ることにより、薬のもらい過ぎや自分に合わない薬のチェックができるようになり、医師や薬剤師と効果的なコミュニケーションが取れますので、まだお持ちでない方は薬局へご相談ください。

**問い合わせ**／保険年金課（☎581・2121内線113～115）へ。

## 寄居町国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者は必ず所得の申告を！

寄居町国民健康保険は、所得申告の内容によって、税額や医療機関での自己負担割合の判定、税の軽減判定、高額療養費の自己負担限度額の判定をします。未申告の場合、軽減を受けられなくなったり、高額療養費の支給額が少なくなったりします。

後期高齢者医療保険料は、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」と、全員が等しく負担する「均等割額」の合計額で、被保険者一人ひとりに課されます。申告の内容により、保険料の計算、「均等割額」の軽減判定や被保険者証の負担割合の判定、高額療養費の自己負担限度額の判定をします。

寄居町国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者および世帯主は、忘れずに所得の申告をしてください。特に次のような方は、必ず町・県民税の申告をしてください。

・税法上の被扶養者
・前年中に収入がない方
・非課税年金（遺族年金・障害年金）を受給している方
・限度額適用認定証の交付を受けている方
・特定疾病療養受療証の交付を受けている方

※後期高齢者医療については、世帯全員の申告が必要です。

**問い合わせ**／保険年金課（☎581・2121内線111、113～115）へ。

# 年金あれこれ

## あなたの疑問にお答えします！

**Q.国民年金のメリットは何ですか？**

A.大きく3つのメリットがあります。

**1老後をずっと支える終身保障**

老齢基礎年金は、生きている限り年金が受け取れる一生涯の保障として、老後の生活をサポートします。

**2不測の事態に備える保険としての年金**

国民年金は老後だけでなく、加入者が事故や病気で障害が残った場合は障害基礎年金が支給され、死亡した場合はその遺族に遺族基礎年金が支給されます。

※年金保険料の未納があると、障害・遺族基礎年金等の受給ができない場合があります。納付が難しい方は、免除制度などもありますのでご活用ください。

**3納めた保険料は「社会保険料控除」対象**

納めた保険料は、確定申告の際に全額が「社会保険料控除」の対象として認められます。

**Q.将来、公的年金制度は破綻してしまうのではないでしょうか？**

A.日本の公的年金制度は、払った保険料を積み立てて老後にそれを年金としてお支払いするのではなく、その時々の現役世代の方が納めた保険料を、その時々の年金受給者の方にお支払いするものです。つまり保険料を納付する義務を果たすことで親の世代を支え、ゆくゆくは子どもの世代に支えてもらうという世代間扶養の仕組みが公的年金制度です。

公的年金制度は、国が法律に基づき管理・運営しているので、国が存続する限り破綻することはありません。

**Q.年金手帳をなくしたときは、どうすればよいですか？**

A.年金手帳をなくしたときは再交付が受けられます。国民年金に加入している方は、保険年金課に備え付けの「年金手帳再交付申請書」を提出していただくと、年金手帳が申請者の自宅に郵送されます。また、年金手帳が至急必要な方は、身分証明書を持参し熊谷年金事務所へ申請してください。

**問い合わせ**／熊谷年金事務所（☎522・5012）、または保険年金課（☎581・2121内線112）へ。

※お問い合わせの際、年金番号・住所・氏名・生年月日を確認させていただきますので、あらかじめご了承ください。